

# くれしんファームバンキングサービス規定 (資金移動用)

令和2年4月1日現在

呉信用金庫

---

## 目次

1.	くれしんファームバンキングサービス .....	1
2.	振込または振替の受付等 .....	1
3.	訂正等 .....	2
4.	手数料等 .....	2
5.	取引内容の確認 .....	2
6.	免責事項 .....	3
7.	届出事項の変更等 .....	3
8.	解約 .....	3
9.	届出印 .....	3
10.	規定の準用 .....	3
11.	契約期間 .....	3
12.	規定の変更 .....	3

---

# くれしんファームバンキングサービス規定（資金移動用）

## 1. くれしんファームバンキングサービス

- (1) くれしんファームバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有・管理するパソコンによる依頼にもとづき、次の取引・照会を行う場合に利用できるものとします。
  - ① あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）より、ご指定金額を引落のうえ、あらかじめ依頼人が指定した当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）へ入金する場合。
  - ② 本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義預金口座につき所定の照会を行う場合。
- (2) パソコンによる本サービスの依頼は、依頼人が占有・管理するパソコンを使用して送信してください。
- (3) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
  - ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店舗内であつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
  - ② 入金指定口座が支払指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、または、当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

## 2. 振込または振替の受付等

- (1) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当金庫の定めた番号の電話あてに送信を行い、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容をパソコンのキーボードにより操作してください。
- (2) 当金庫で受信した暗証番号（可変暗証番号ならびに承認暗証番号をいいます。以下同じ。）が、届出の暗証番号と一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなします。
- (3) ご依頼の内容については、当金庫が振込・振替内容確認画面の確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫はご指定の内容にしたがい、支払指定口座から振込金額と第4条第2項の振込手数料との合計金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。
- (5) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定、またはカードローン契約規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (6) この取扱いによる1回当たりの振込金額または振替金額の限度は、当金庫が定める金額の範

---

囲内において依頼人があらかじめ当金庫に対して届出た金額の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は、当金庫が別に定めた時間内とします。

- (7) 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。
- ① 振込または振替時に、振込金額と第4条第2項の振込手数料との合計金額または振替金額が支払指定口座より払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
  - ② 支払指定口座が解約済のとき。
  - ③ 依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
  - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。
  - ⑤ 振替取引において、入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
- (8) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

### 3. 訂正等

本サービスにより照会を行う場合は、前条第1項に準じ送信操作をしてください。また、照会に対して当金庫が送信した内容につき、振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した内容について変更または取消をすることがあります。

### 4. 手数料等

- (1) 本サービス利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料を支払ってください。なお、基本手数料は当金庫所定の振替日に預金通帳および払戻請求書または小切手なしで支払指定口座から自動的に引落します。
- (2) 本サービスにより振込をする場合には、当金庫所定の振込手数料を支払ってください。
- (3) 第2条第8項により「組戻し」の取扱いをした場合は、当金庫所定の組戻手数料を支払ってください。

### 5. 取引内容の確認

- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。  
万一、取引内容に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは、当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

---

## 6. 免責事項

- (1) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が意思確認電文を受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (2) この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際送信された暗証番号、支払指定口座番号および受取人番号と、届出の暗証番号、支払指定口座番号および当金庫があらかじめ指定した受取人番号との一致を確認して取扱いましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

## 7. 届出事項の変更等

暗証番号、入金・支払指定口座等届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 8. 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によるものとします。

## 9. 届出印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめ届出の印鑑を使用してください。
- (2) 当金庫は諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 10. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、カードローン契約規定によります。

## 11. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 12. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

- 
- (2) 前1項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。